

スペインと韓国，特許審査ハイウェイ試行開始に合意

2011年5月30日

JETRO デュッセルドルフ事務所

スペイン特許商標庁（SPTO）は，5月26日に韓国知的財産庁（KIPO）との間で特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）の試行開始に合意した旨，プレスリリースを行った。試行期間は7月1日からの1年間であり，その後自動的に本格実施へと移行することとされているが，双方の同意によって試行期間が延長される可能性もある。また，試行の対象には，パリ優先権主張を伴う国内出願のみならず，見解書などのPCTの成果物が含まれる。

SPTO にとっての PPH 合意は，日本国特許庁（JPO），米国特許商標庁（USPTO），カナダ知的財産庁（CIPO），フィンランド（NBPR），ポルトガル産業財産庁（INPI），ロシア特許商標庁（ROSPATENT）に続いて7つ目。

— SPTO によるプレスリリースは，以下参照 —

[Firmado un Acuerdo de Colaboración entre la Oficina Coreana y la Oficina Española para facilitar y acelerar la obtención de Patentes.](#)

— SPTO と KIPO の合意文書は，以下参照 —

[Memorandum of Understanding on the Patent Prosecution Highway Between SPTO and KIPO \(PDF\)](#)

(以上)